

鳴門教育大学課外活動共用施設使用心得

〔平成16年4月1日〕
学 長 裁 定

平成22年3月24日改正

平成29年3月29日改正

平成31年3月18日改正

課外活動共用施設の使用を許可された者は、鳴門教育大学課外活動共用施設管理運営規程（平成16年規程第69号）に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 使用時間を遵守し、許可された目的以外に使用しないこと。
- 2 第三者に転貸しないこと。
- 3 楽器の演奏は、決められた場所以外で行わないこと。
- 4 課外活動で使用する物以外のものは、持ち込まないこと。
- 5 所持品は、各自の責任で保管すること。
- 6 火気は、一切使用しないこと。
- 7 施設設備又は備品の取扱いに注意し、無断で工作を加えたり、移動させないこと。
- 8 使用責任者は、使用開始の直前に教務部学生課（以下「学生課」という。）（執務時間外にあっては「本部棟警務員室」以下同じ。）から鍵を受け取り、使用後は、整理、整頓し、原状に復したのち施錠して、学生課に返却すること。
- 9 火災、負傷その他事故が発生した場合及び施設設備又は備品を汚損、損傷又は滅失させた場合は、直ちに学生課に通報すること。
- 10 その他本学職員の指示に従うこと。

附 則

この心得は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この心得は、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この心得は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この心得は、平成31年4月1日から実施する。